

議案第 9 号

令和 7 年度四街道市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度四街道市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

四街道市長 鈴 木 陽 介

提案理由

本案は、令和 7 年度四街道市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により提案するものであります。

本決算は、歳入総額 41,124,644,515 円、歳出総額 39,184,407,533 円、歳入歳出差引額は 1,940,236,982 円であり、翌年度へ 506,527,612 円を繰り越したため、実質収支額は 1,433,709,370 円であります。

議案第10号

令和7年度四街道市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度四街道市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月31日提出

四街道市長 鈴木 陽 介

提案理由

本案は、令和7年度四街道市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により提案するものであります。

本決算は、歳入総額7,922,744,802円、歳出総額7,889,521,303円、歳入歳出差引額は33,223,499円であり、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額であります。このうち30,560,291円を地方自治法第233条の2ただし書の規定により、基金に繰り入れております。

議案第11号

令和7年度四街道市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度四街道市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月31日提出

四街道市長 鈴木 陽 介

提案理由

本案は、令和7年度四街道市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により提案するものであります。

本決算は、歳入総額8,220,647,369円、歳出総額7,878,415,641円、歳入歳出差引額は342,231,728円であり、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額であります。

議案第12号

令和7年度四街道市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度四街道市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月31日提出

四街道市長 鈴木 陽 介

提案理由

本案は、令和7年度四街道市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により提案するものであります。

本決算は、歳入総額1,991,975,636円、歳出総額1,985,076,902円、歳入歳出差引額は6,898,734円であり、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額であります。